

正規職員・再任用・育児休業代替任期付・臨時的任用の勤務条件（休暇等）の比較

この資料は、令和7年度に60歳若しくは61歳に到達する正規職員又は令和7年度に定年前短時間勤務職員若しくは暫定再任用職員である者が令和8年度に下記の職に任用された場合（引き続き当該職にある場合を含む。）の休暇等の制度（現行の条例、規則等による。）を記載したものである。

			正規職員（特例任用以外）	正規職員（特例任用）	定年前再任用短時間	暫定再任用（フルタイム）	暫定再任用（短時間）	育児休業代替任期付	臨時的任用
任用時の職名			教諭・養護教諭・栄養教諭・主任技師 主任事務職員・実習助手・教員	校長	教諭・養護教諭・栄養教諭・主任技師 主任事務職員・実習助手・教員	教諭・養護教諭・栄養教諭・主任技師 主任事務職員・実習助手・教員	教諭・養護教諭・栄養教諭・主任技師 主任事務職員・実習助手・教員	講師・養護助教諭・学校栄養職員（技師）・事務職員・実習助手・教員 ※教務主任・学年主任等（学校教育法施行規則に基づく主任・主事）に充てることはできない。	
任期				原則として1年（※1）	当該者が正規職員であったとした場合 における定年退職日に相当する日まで	1年以内	1年以内	原則として1年以内	1年以内
勤務時間			38時間45分／週	38時間45分／週	19時間10分／週～31時間／週	38時間45分／週	19時間10分／週～31時間／週	38時間45分／週	38時間45分／週
休暇	年次有給 休暇	令和7年度 正規職員（60 歳到達者）	<付与> （年付与）9月：20日 <前年度からの繰越し> 有り	<付与> （年付与）9月：20日 <前年度からの繰越し> 有り	<付与> （年度付与）19時間10分／週：6日 23時間15分／週：7日 31時間00分／週：10日 <前年度からの繰越し> 有り			<付与> （年付与）4月：15日 1月：20日 <前年度からの繰越し> 無し（3/31に正規職員を退職する場 合は4/2以降の任用であり、任期が 退職前から引き続かないため）	<付与> 20日×任用月数/12＝付与日数 <前年度からの繰越し> 無し（3/31に正規職員を退職する場 合は4/2以降の任用であり、任期が 退職前から引き続かないため）
		令和7年度 正規職員（61 歳到達者）	<付与> （年付与）9月：20日 <前年度からの繰越し> 有り		<付与> （年度付与）19時間10分／週：6日 23時間15分／週：7日 31時間00分／週：10日 <前年度からの繰越し> 有り			<付与> （年付与）4月：15日 1月：20日 <前年度からの繰越し> 無し（3/31に正規職員を退職する場 合は4/2以降の任用であり、任期が 定年退職前から引き続かないため）	<付与> 20日×任用月数/12＝付与日数 <前年度からの繰越し> 無し（3/31に正規職員を退職する場 合は4/2以降の任用であり、任期が 定年退職前から引き続かないため）
		令和7年度 定年前再任用 短時間			<付与> （年度付与）19時間10分／週：10日 23時間15分／週：12日 31時間00分／週：16日 <前年度からの繰越し> 有り			<付与> （年付与）4月：15日 1月：20日 <前年度からの繰越し> 再任用から引き続き任用の場合は 残日数の繰越し有り	<付与> 20日×任用月数/12＝付与日数 <前年度からの繰越し> 再任用から引き続き任用の場合は 残日数の繰越し有り
		令和7年度 暫定再任用				<付与> （年度付与）20日 <前年度からの繰越し> 有り	<付与> （年度付与）19時間10分／週：10日 23時間15分／週：12日 31時間00分／週：16日 <前年度からの繰越し> 有り	<付与> （年付与）4月：15日 1月：20日 <前年度からの繰越し> 再任用から引き続き任用の場合は 残日数の繰越し有り	<付与> 20日×任用月数/12＝付与日数 <前年度からの繰越し> 再任用から引き続き任用の場合は 残日数の繰越し有り
	病気休暇		90日を超えない範囲	90日を超えない範囲	90日×（当該職員の週当たりの勤務時 間／38時間45分）を超えない範囲	正規職員と同様	90日×（当該職員の週当たりの勤務時 間／38時間45分）を超えない範囲	正規職員と同様	任用月数×1日
	特別休暇 その他の休暇		熊本市職員の勤務時間、休暇等に關 する条例施行規則による。	熊本市職員の勤務時間、休暇等に關 する条例施行規則による。	一部を除き、正規職員と同様	正規職員と同様	一部を除き、正規職員と同様	正規職員と同様	熊本市臨時的任用教職員の服務等 に関する要綱による（※2）。
	職務専念義務の免除			職務に専念する義務の免除に関する 規則による。	職務に専念する義務の免除に関する 規則による。	正規職員と同様	正規職員と同様	正規職員と同様	正規職員と同様
育児休業・育児短時間勤務			適用	適用外	育児休業のみ適用	適用	育児休業のみ適用	適用外	適用外
給与関係・共済等			別紙「60歳超の各職種の勤務条件（給与関係）等の比較」を参照 ※ 育児休業代替任期付の給与は、臨時的任用とおおむね同制度 ※ 育児休業代替任期付の共済等は、暫定再任用フルタイムと同制度 ※ 暫定再任用短時間の給与・共済等は、定年前再任用短時間と同制度						

※1 2年日以降の特例任用については人事委員会の承認が必要であり、当該承認を得た場合に、1年を超えない期間内で任期を延長する。

※2 臨時的任用教職員の休暇等は、熊本市臨時的任用教職員の服務等に関する要綱で規定